

男女消防団員募集!! 〜わが町いの町を守ろう〜

町では、町内在住の方で地域での防火・防災活動に従事してくれる消防団員を募集しています。男女を問わず18歳から40歳くらいまでの方の入団をお待ちしています。

入団の申し込み、消防団活動に対するお問い合わせについては、地域の各分団又は仁淀消防署(☎893-3222) 1 消防団係)までご連絡ください。



お知らせ 町政懇談会について

町では、2年ごとに町内10か所で開催してきました町政懇談会を廃止し、今後は毎年5月に開催されるいの町区長連合会の総会にあわせて実施することになりました。

これは、町政に対してご意見をいただく機会が多様化し、町政懇談会の参加者が減少してきたことから、開催方法への町区長連合会役員会に提案し検討していただき決定しました。

なお、地域課題について、住民グループと町で話し合いをしたいなどのご要望をいただきましたら、日程調整の上地域へ出向きますので、ご理解とご協力をよろしくお願います。

■問い合わせ

総務課

☎893-1113

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ 限度額適用認定証の更新について

国民健康保険の被保険者で「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方の認定証の有効期限は7月末となっております。引き続き認定を受けるためには、8月中に更新手続きを行ってください。なお、新規で交付を受けるには申請が必要となります。申請は随時受け付けていますので、認定証が必要な方は手続きを行ってください。

▼対象者

・国民健康保険に加入されている70歳未満の方

・70歳以上75歳未満の方で世帯主及び被保険者全員が住民税非課税である方

▼申請に必要なもの

・国民健康保険被保険者証
・印鑑(認め印可)

▼認定日

認定証の更新、新規交付いずれの申請も、申請した月の初日からの認定となります。

■申請・問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要で、特別児童扶養手当を受給されている方は所得状況届の提出が必要です。提出されないと8月以降の手当が停止となります。

▼受付期間及び時間

〈児童扶養手当〉

8月1日(木)〜8月30日(金)

〈特別児童扶養手当〉

8月12日(月)〜9月10日(火)

8時30分〜17時15分
(ただし、土、日曜日を除く)

▼必要な物

・印鑑(認め印可)
・手当証書
・現況届・所得状況届各様式
・世帯全員の住民票(児童扶養手当受給者のみ)

・世帯分離証明書(該当者のみ)

・別居・監護申立書及び児童の住民票(該当者のみ)

・平成25年度所得課税証明書(平成25年1月2日以降に転入された方のみ)

・現在所得制限などにより支給停止となっている方も提出してください。

・所得の申告は必ず行ってください。

・確認事項がありますので出張所、郵送では受け付けできません。

・児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給されている方は、8月12日(月)以降に両手当ても届を提出してください。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

お知らせ 今夏の節電にご協力をお願いします

今夏の電力需給は、安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しです。昨夏のような節電数値目標はありませんが、皆さんの節電の定着が前提ですので、引き続きご協力をお願いします。

▼ご家庭の方へ

・室温を28℃に設定したり、すだれで窓からの日差しを和らげたりし、無理のない範囲でエアコンの使用を控えましょう。

・冷蔵庫の扉を開ける時間をできるだけ減らし、物を詰めすぎないようにしましょう。

・不要な照明を消しましょう。

▼事業所の方へ

・使用していない廊下や会議室の消灯・空調停止を徹底しましょう。

・長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るかスタンバイモードにしましょう。

■問い合わせ

環境課

☎893-1160